

## 営繕工事における労働者宿舎設置に関する試行要領

営繕工事において、工事に従事する労働者の宿舎を新たに確保する必要がある場合が想定されることから、労働者宿舎設置に係る費用（以下「宿舎建物費」という。）に必要な事項「営繕工事における労働者宿舎設置に関する試行要領」（以下「試行要領」という。）を定めるものである。

この「試行要領」により、宮城県土木部が所管する建築工事（建築、電気設備、機械設備、その他工事を含む。以下同じ。）で労働者宿舎の設置を契約条件とする場合には、共通仮設費の積上げ分として宿舎の設置・撤去に要する費用を計上することができるものとする。

### 1 対象工事

対象となる工事は、次に掲げる事項を全て満たす工事とする。

- (1) 宮城県土木部が所管する宮城県公共建築工事共通費積算基準を適用する建築工事であること。
- (2) 本試行要領施行日以降に当初契約を締結する工事若しくは本試行要領施行日時点で契約中の工事であること。
- (3) 発注者が、工事規模及び工事箇所近隣の宿泊施設等の状況を考慮した上で選定する工事であること。

### 2 宿舎建物費

対象とする宿舎建物費の範囲は、下記に示すものとする。ただし、使用後に宿舎を引継ぐ場合は、撤去費は計上しないものとする。

なお、試行要領による当該宿舎の設置、維持管理及び撤去は、受注者が行うものとする。

#### (1) 宿舎建物費として計上出来るもの

- イ 宿舎（標準仕様部分）
- ロ 付帯設備（各室，共用）
- ハ 厨房室 ※）
- ニ 外構等 ※）
- ホ 給排水関係 ※）
- ヘ 用地の借地料 ※）
- ト 労働者宿舎の維持・補修に要する費用 ※）
- チ 宿舎の撤去費用
- リ 宿舎に関わる設備撤去費用（給排水関係等）

注）上記の付帯設備（各室，共用）に要する費用は、「建設業附属寄宿舍規程（厚生労働省）」及び「望ましい建設業寄宿舍に関するガイドライン（厚生労働省）」により規定された設備が対象となる。

※）(ハ)～(ト) は、受発注者の協議により、必要に応じて計上できるものとする。

#### (2) 宿舎建物費として計上出来ないもの

- イ 消耗品費
- ロ 管理人等給与等
- ハ 日常生活において、通常、必要と認められない設備等

### 3 労働者宿舎の設置等

#### (1) 労働者宿舎の設置

- イ 労働者宿舎は、リース契約を原則とするが、リース契約が困難又は適切でないと判断される場合は、受注者及び発注者の協議によりこれによらないことができるものとする。
- ロ 労働者宿舎の仕様は、別に定める「労働者宿舎仕様基準」によるものとする。
- ハ 宿舎建物費は、発注者が積算し、適切な費用を計上するものとする。
- ニ 受注者は、労働者宿舎の仕様等に変更が生じる場合は、監督職員と協議するものとする。
- ホ 本試行要領で宿舎を設置した受注者は、「被災地以外からの労働者確保に要する共通費の設計変更の運用基準（建築関係工事）」（以下「労働者確保基準」という。）に基づく「宿泊費」又は「借上費」について、「宿舎建物費」と重複した請求と認められる場合は、「労働者確保基準」の対象外とする。
- ヘ 受注者は、労働者宿舎建設完了時に、宿舎建物費の施行状況について監督職員の確認を受けるものとし、あらかじめ立会願いを監督職員に提出しなければならない。
- ト 受注者は、前項の監督職員の確認を受けた書面を、当該工事完成時まで監督職員へ提出しなければならない。

#### (2) 労働者宿舎の維持管理

- イ 発注者は、受注者が適切に労働者宿舎を管理するよう、受注者へ適正に指導するものとする。
- ロ 当該宿舎は、当該工事に従事する労働者のための宿泊施設であり、当該工事に従事する労働者以外には使用できない。ただし、当該工事の受注者が、別途受注した「試行要領」及び「東日本大震災の復旧・復興事業における労働者宿舎設置に関する試行要領」における「1対象工事（1）、（2）及び（3）」に該当する工事に従事する労働者が当該宿舎使用を希望する場合は、発注者及び受注者の協議によりこれによらないことができるものとする。
- ハ 受注者は、労働者宿舎の維持管理に変更が生じる場合は、監督職員と協議するものとする。
- ニ 宿舎管理において、訴訟等の問題が発生した場合は、受注者の責任において速やかに解決すること。

#### (3) 労働者宿舎の撤去等

- イ 受注者は、労働者宿舎の引払いの時期について、「工事打合せ簿」等に「労働者宿舎利用報告書（様式1）」を添付して監督職員に提出し、発注者へ報告するものとする。
- ロ 発注者は、前項の報告を受けて、関係機関等に労働者宿舎利用希望について照会し、当該宿舎の管理・運営を引継ぐ別工事を選定するものとする。
- ハ 前項において、引継ぐ工事が無い場合は、当該工事において宿舎を撤去するものとする。
- ニ 当該工事完了後の労働者宿舎の取扱い（撤去又は引継ぎ）については、当該工事完了の概ね2ヶ月前までに受注者及び発注者の協議により決定するものとする。
- ホ 労働者宿舎を引継ぐ場合は、受注者は発注者が指定する者へ引継ぐものとする。

- へ 労働者宿舍の引継ぎは、受注者が責任をもって行い、訴訟等の問題が発生した場合は、受注者の責任において速やかに解決するものとする。
- ト 受注者は、労働者宿舍撤去又は宿舍引払い完了時に、監督職員の確認を受けるものとし、あらかじめ立会願いを監督職員に提出しなければならない。
- チ 受注者は、前項の監督職員の確認を受けた書面を、当該工事完成時まで監督職員へ提出しなければならない。

#### 4 当該工事受注者への周知

- (1) 本試行要領の施行後に公告を行う工事については、次の事項を設計図書に記載し、入札参加者に周知するものとする。
  - イ 本試行要領の適用工事の有無
  - ロ 事前協議
  - ハ 変更内容の協議
  - ニ 変更対象の範囲
  - ホ 虚偽申告の扱い
  - へ 疑義事項の扱い
- (2) 本試行要領の施行時点で公告中の工事については契約後、契約中の工事については本試行要領施行後、速やかに試行要領の対象工事である旨を通知する。

#### 5 設計変更の手順

- (1) 受注者は、工事請負契約後に試行要領に基づく宿舍建物費の設計変更を希望する場合は、事前に次の資料を監督職員に提出し、労働者宿舍設置の可否について協議するものとする。
  - イ 入札時の積算内容による労働者等が確保できない理由書
  - ロ 宿舍建設以外で労働者の確保ができない理由書
  - ハ 宿舍の建設規模（リースの有無等、平面プラン、面積、室数、設備等）
  - ニ 宿舍建設費の見込額
  - ホ その他必要な確認資料
- (2) 受注者は、前項の協議において労働者宿舍の設置が可能となった場合は、次の資料を監督職員に提出し、内容について協議するものとする。
  - イ 宿舍の仕様及び図面（配置図、平面図、立面図、断面図、基礎構造図等）
  - ロ 宿舍建設に係る数量内訳書及び見積り
- (3) 発注者は、提出された資料等から「宿舍建物費として計上出来ないもの」が含まれていないか等を精査し、適正な部分のみ計上するものとする。なお、対象外と判断した設備等で、受注者が必要とする場合は、受注者負担（撤去含む）とする。
- (4) 本試行要領に基づく契約変更は、原則、可能な限り速やかに行うものとする。

#### 6 その他

- (1) 受注者の責めによる工事工程等の遅れ等、受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。
- (2) 受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び指名停

止等の措置を行う場合がある。

- (3) 受注者は、本試行要領にかかる設計変更について疑義が生じた場合は、監督員と協議するものとする。

附 則

この試行要領は、平成25年11月1日から施行する。

附 則

この試行要領は、令和3年4月1日から施行する。

## 労働者宿舎仕様基準

共通	
仕 様	仕様は、本基準によるほか、「建設業附属寄宿舎規定（厚生労働省）」及び「望ましい建設業寄宿舎に関するガイドライン（厚生労働省）」による標準的な仕様とする。 また、必要な設備についても設けるものとする。
耐 久 性	十分な耐久性を確保するものとする。
法令遵守	宿舎建設に関わる関係法令等を遵守すること。その手続きは、受注者が行うこと。 建築基準法上の取扱いは、建築基準法第6条第1項による建築確認によること。 関係法令等・・・労働基準法（寄宿舎規則の届出）、消防法、電力・ガス供給、電話線引込及び上下水道接続関係等
標準仕様	
配 置	複数棟を設ける場合には、隣棟間隔を4～6mとすること。
構 造	構造形式は任意とするが、各種荷重、風圧、地震の震動等に対する所要の安全性を確保するものとする。
階 数	2階建てを標準とする。
間 取 り	1棟当たり20室又は30室を標準とする。 共用部は、浴室、便所、洗面室、洗濯乾燥室、食事室（厨房室併設可）、くつ・雨具等収納スペースを設けること。 各室は、洋室とし、半畳程度の物入を設置すること。
面 積	一室3畳（物入除く。）程度以上とし、個室を標準とする。
断 熱 材	外部に面する各部位毎に所要の断熱性能を確保するものとする。 ・天井：グラスウール10K t=100mm相当以上 ・壁：グラスウール10K t=100mm相当以上 ・床：グラスウール10K t=50mm相当以上
開 口 部	各室の外部に面する開口部建具は、二重サッシ又はペアガラスとする。
シックハウス	使用する材料の選定に当たっては、揮発性有機化合物の放散による健康への影響に配慮するものとする。
暖 冷 房	暖冷房用のエアコンを各室に1台設置する。
必要に応じて追加する工事に関する仕様(協議により、追加計上)	
給 水	受水槽については、適宜設置する。
排 水	汚水排水処理は、原則として浄化槽方式とする。
外 構 等	駐車場は、原則として、宿舎室数分以内の駐車スペースとする。
そ の 他	隣地及び敷地地盤の状況等により、対策を講ずる必要がある工事。

※ 上記仕様により難しい場合は、受発注者の協議により仕様を定めることができるものとする。

## 労働者宿舎利用報告書

年 月 日

発注者

受注者

⑨

年 月 日契約の  
のとおり報告します。

工事の労働者宿舎利用期間について下記

記

工 事 名	
工 事 場 所	
工 期	年 月 日 ~ 年 月 日
労働者宿舎設置場所	
労働者宿舎利用戸数	戸
労働者宿舎引き払い時期	年 月 日